

# 3章

## 債券購入の手続について

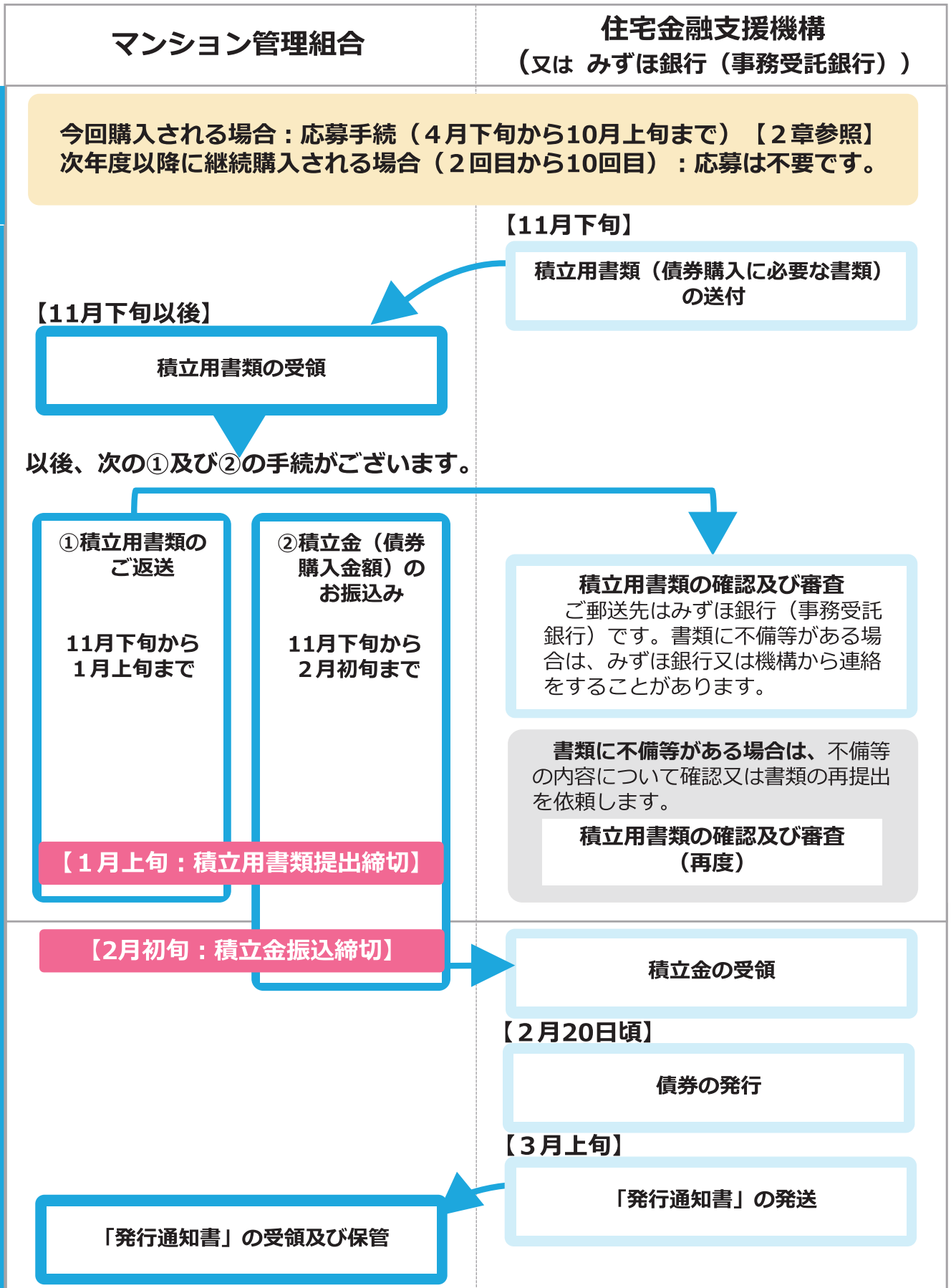
# 1 債券購入までのスケジュール

## 3章

4月～10月

11月～1月

2月・3月



⚠ ご注意

- 債券の発行日については、別添チラシ又は機構ホームページでご確認ください。
- スケジュールは変更となる場合があります。
- 積立用書類の不備が積立用書類提出締切日までに是正されない場合、積立てができない可能性がありますので、ご注意ください。

「積立申込書兼送付先指定依頼書」にご記入いただいた代表者の方（理事長等）又はマンション管理組合さまが別途指定したマンション管理会社あてに積立用書類（債券購入に必要な書類）を送付します。

書類が届かない場合は、お手数ですが、機構住宅債券事務センター（裏表紙参照）までお問合せください。



### 積立用書類のご返送

**積立用書類（債券購入に必要な書類）**が届きましたら、必要書類（次ページ）を準備していただき、返送期間内にみずほ銀行（事務受託銀行）にご郵送ください。書類に不備等がある場合は、債券の購入ができなくなることがございますのでご注意ください。

なお、積立用書類をご返送いただく際、届出印の押印と口座の指定が必要ですので、事前にご確認ください。

### 事前にご準備いただくもの

#### 1 届出印

届出印は、今後の各種手続（中途換金手続や口座変更手続等）において使用する印で、機構及びみずほ銀行（事務受託銀行）が積立組合（マンションすまい・る債を購入したマンション管理組合のことを指します。）からの真正な申出であるか否かを確認するためにお届けいただくものです。

なお、届出印は、原則として代表者の方の個人印ではなく、積立組合の印（理事長印等）です。

積立組合の印を作成されていない場合は、積立用書類の提出時までに積立組合の印を作成することをお勧めします。

※積立組合の印を作成せずに代表者の方の個人印を届出印とした場合は、代表者の変更の都度、届出印の変更手続が必要です。

#### 2 利息等をお受取になるための口座

利息、償還金及び中途換金額をお受取になる際の口座は、修繕積立金の管理のための口座で、次の条件を満たす口座をご指定ください。

●積立組合自身の預金口座で、かつ、**口座名義が管理規約に定められた積立組合の名称と同一であるもの**

●普通預金又は当座預金であること（定期預金、金銭信託等は指定できません。）

●銀行のほか、信用金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、ゆうちょ銀行等の国内店舗の口座であること（証券会社及び保険会社の口座は指定できません。）

この条件に該当する口座がない場合は、積立用書類の提出時までに口座の開設をしていただく必要があります。

## 必要書類

## ① 必要事項を記入し、ご返送いただくもの

- ・ 保護預り申込書兼告知書
- ・ 届出印の登録及び元利金自動振込依頼書
- ・ 申込証

## ② 積立組合にご準備いただき、ご郵送いただくもの

## ご返送書類

## ア 代表者が個人の方の場合

代表者の方の氏名・住所・生年月日が記載された次のいずれか1つの書類

有効期限のあるものは、書類到着時点で有効なものに限ります。郵送の際は、有効期限内であることをご確認ください。

- ① 運転免許証のコピー（表裏両面）
- ② 2012年4月1日以後に交付された運転経歴証明書のコピー（表裏両面）
- ③ 資格確認証のコピー（住所の記載があるもの）  
※ マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）を保有していない方に交付される資格確認書類です。
- ④ 健康保険証のコピー（住所の記載があるもの）  
ただし、2025年12月1日までの書類到着分（それより前に有効期限が到来する場合は、有効期限までの書類到着分）に限ります。
- ⑤ 印鑑証明書（発行後3か月以内の原本）
- ⑥ 住民票（発行後3か月以内の原本、マイナンバーの記載がないもの）
- ⑦ 住民基本台帳カードのコピー（表裏両面）
- ⑧ 2020年2月3日以前に申請されたパスポートのコピー（顔写真のページ及び所持人記入欄（住所等記入済）のページ）
- ⑨ マイナンバーカードのコピー（表面のみ）

これらの書類は、個人情報保護の観点により、本籍地を黒塗りしたもの又は本籍地の記載を省略したものをご準備ください（本籍地を黒塗りすることにより住所地が確認できなくなる場合は、黒塗りにしないようお願いします。）。また、③資格確認証のコピー又は④健康保険証のコピーをご提出いただく場合は、保険者番号・被保険者記号・被保険者番号・二次元コードを黒塗りしたものをご準備ください。

## 必要書類

## ご返送書類

## イ 外部管理者方式の場合

## (ア) マンション管理会社の場合

## マンション管理会社の登記事項証明書（発行後3か月以内・コピー可）

ただし、マンション管理組合の代表者（理事長等）が登記事項証明書に記載されていない者（管理会社の社員等）の場合は、上記に加え、代表者の方について、以下の①及び②の書類をご提出ください。

- ①社員証（コピー可）
- ②前記アのいずれか1つの書類（①に生年月日が記載されていない場合のみ）

## (イ) マンション管理士等の個人の場合

- ①代表者の方の本人確認書類（前記アのいずれか1つの書類）
- ②資格を証する証明書

## ウ 代表者が法人（区分所有者が法人）の場合

## 法人の登記事項証明書（発行後3か月以内・コピー可）

ただし、マンション管理組合の代表者（理事長等）が登記事項証明書に記載されていない者（代表取締役以外）の場合は、上記に加え、代表者の方の本人確認書類（前記アのいずれか1つの書類）

## エ 法人登記している積立組合の場合

- ①マンション管理組合の登記事項証明書（発行後3か月以内・コピー可）
- ②代表者の方の本人確認書類（前記アのいずれか1つの書類）

## ③法人番号の指定を受けている場合にご郵送いただくもの

上記の書類に加え、法人番号確認書類として次のいずれか1つの書類が必要となります。

- ・法人番号指定通知書のコピー
- ・「国税庁法人番号公表サイト」検索結果（6か月以内に印刷したもの）

積立金（債券の購入金額のことで、申込証拠金となるものです。）を振込期間内に機構所定の「振込依頼書」により、みずほ銀行（事務受託銀行）指定口座にお振込みください。積立手帳番号ごとに振込先口座が異なりますので「振込依頼書」の内容をよくご確認ください。お振込みいただいた積立金には、債券の発行日までの利息は付きません。

なお、積立金をお振込みいただく際は、金融機関所定の手数料を積立組合にご負担いただきます。

次の①から③までのいずれかの振込方法でお振込みいただきます。

### ①金融機関窓口

振込依頼書を金融機関窓口にご持参ください。

※銀行のほか、信用金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫等の国内店舗に限ります（ゆうちょ銀行では、振込依頼書を利用しての振込みはできません。）。

### ②インターネットバンキング

金融機関が管理組合及び管理会社向けに提供しているインターネット支払承認サービスもご利用いただけます。

### ③ATM

※振込みに関する証明書及び債券の発行日までの残高に関する証明書は発行しません。金融機関窓口の場合は振込み後の振込金受領書が振込みの証拠書類となります。インターネットバンキングの場合は振込履歴等、ATMの場合は振込明細書等で振込金額をご確認ください。



積立用書類のご返送及び積立金のお振込みをお忘れになると、マンションすまい・る債の購入ができなくなります。

スケジュールには余裕を持ってご準備いただきますようお願い申し上げます。